小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、 大規模

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称

(仮称) ひまわり串戸店

所在地

廿日市市串戸五丁目二七九——一外

県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

- 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一○番五二号)(平成二

十年三月三十一日まで)

廿日市市商工観光課 (廿日市市下平良一丁目一一番一号)

2 縦覧期間

及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 平成二十年三月二十七日から平成二十年四月二十八日まで。 ただし、 土曜日、日曜日

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで